

平成18年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成18年12月19日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて(一般会計)
- 第5 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて(下水道事業特別会計)
- 第6 議案第62号 訓子府町営農用水施設設置条例を廃止する条例の制定について
- 第7 議案第63号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第8 議案第59号 平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第9 議案第60号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第10 議案第61号 平成18年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第64号 北見地区衛生施設組合格約の変更について
- 第12 議案第65号 北見地区消防組合格約の変更について
- 第13 議案第66号 北網広域圏組合格約の変更について
- 第14 議案第67号 網走支庁管内町村交通災害共済組合格約の変更について
- 第15 議案第68号 網走地方教育研修センター組合格約の変更について
- 第16 議案第69号 町道路線の認定について
- 第17 議案第70号 町道路線の変更について
- 第18 議案第71号 第5次訓子府町総合計画について
- 第19 一般質問

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

11番 佐藤 静基 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深	見	定	雄	君
助	役	宮	川	伊	三	男
総務課	長	山	田	日	出	夫
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君
町民課	長	山	川	栄	二	君
福祉保健課	長	佐	藤	純	一	君
福祉保健課業務監		三	好	寿	一	郎
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君
建設課	長	竹	村	治	実	君
水道課	長	竹	村	治	実	君
施設車両課	長	小	田	藤	夫	君
教育	長	小	野		茂	君
管理課	長	平	塚	晴	康	君
社会教育課	長	佐	藤	明	美	君
給食センター所長		石	森		修	君
社会教育課業務監		上	野	敏	夫	君
教育委員	長	白	崎	隆	誠	君
農業委員会	長	鳥	山	勝	見	君
監査委員		四	十	物	義	雄
選挙管理委員	長	田	古		久	君
農業委員会事務局	長	菅	野		宏	君
出納室	長	菊	池	一	春	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小	野	良	次	君
議会事務局	係長	今	田	和	則	君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成18年第4回訓子府町議会定例会を開催いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、佐藤議員から欠席の届出が出ております。したがって、13名の出席であります。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が15件、認定が1件であります。その他、請願が3件、報告2件であります。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、6番、大坪勝廣君、8番、小坂正利君、9番、上原豊茂君、10番、高橋徳男君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決定いたしました。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいま、お許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会召集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会をご召集申し上げましたところ、13名のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しております概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、各会計補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額1,766万8,000円の追加を提案させていただいております。

総務費では、寄付に伴う「社会資本整備基金積立金」や地籍管理システム機器の導入に伴う「備品購入費」の追加などを、民生費では、「居宅介護支援事業費補助金」の追加などを、衛生費では、「北海道後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金」の追加などを、農林水産業費では、大雨災害に係る「農地災害復旧助成事業補助金」の追加などを、土木費では、町営住宅管理事業に係る「需用費」の追加などを、教育費では、成人教育推進事業費に係る「報償費」の追加を計上しております。

次に、国民健康保険事業特別会計の補正予算につきましては、「一般被保険者療養給付費」や「退職者被保険者医療費給付費」などの追加により総額7,126万3,000円の追加補正を提案させていただいております。

水道事業会計の補正予算につきましては、営業収益に係る69万3,000円の追加を提案させていただきます。

次に、条例の制定ですが、訓子府南部地区営農用水整備事業の完成に伴い「訓子府町営農用水施設設置条例を廃止する条例」の制定を提案しています。

次に、道内すべての市町村と後期高齢者医療事務を共同処理するため、「北海道後期高齢者医療広域連合の設置」について、議会の議決をお願いいたします。

また、平成19年4月1日から施行の地方自治法の一部改正に伴い、北見地区衛生施設組合をはじめ北見地区消防組合、北網広域圏組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合、網走地方教育研修センター組合の規約の変更について議決をお願いするほか、町道路線の認定及び変更についても議会の議決をお願いいたします。

次に、訓子府町総合計画策定審議会から答申をいただいた第5次訓子府町総合計画基本構想を定めるため、議会の議決をいただきたいと存じます。

また、前議会の閉会後において、急施を要しました一般会計及び下水道事業特別会計の補正予算に係る専決処分につきまして、議会の承認をいただきたいと存じます。

なお、詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配布しております行政報告を申し上げます。

はじめに、10月16日午前6時25分頃、柏丘地区で発生した死亡交通事故についてご報告申し上げます。

町道南8線と西21号線の交差点において、西21号線を北進する軽乗用車と南8線を東進するトラックが出会い頭に衝突し、軽乗用車を運転していた35歳の男性が死亡し、トラック側も3名の重軽傷を負いました。

この痛ましい事故の発生により「死亡事故ゼロの日 目標毎日」は、昨年11月21日に発生した死亡事故から329日でストップしました。

関係機関や町民の皆さんの協力により、町ぐるみで交通安全運動を展開している中での

3年連続の死亡事故であり、このような悲惨な死亡事故を繰り返さないために緊急の対応を行いました。

翌日の10月17日には、事故現場で町や北見警察署などによる道路診断を実施し安全対策を検討し、停止線やドット線の更新やのぼり旗の設置などを速やかに実施しました。

また、町民の交通安全意識の高揚を図るため10月27日に「交通安全住民大会」を開催し、改めて交通安全を誓い合いました。

今後におきましても、警察をはじめ関係機関と連携を強めて交通安全運動を推進してまいります。

以上、この度の死亡交通事故の発生と対応につきまして報告させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、11月11日に民生費指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

北見市駅前に新本店社屋が完成したのを記念し、北見信用金庫様から落成式の席上において、500万円のご寄付をいただいたものでございます。

北見信用金庫様は、北見地方唯一の信用金庫として、長年にわたり地域の経済や住民生活の発展に寄与され、本町の指定金融機関としても大変お世話になっております。

今回のご寄付にあたり、「地域とともにある信金として、長年の恩顧に感謝して、地域住民の皆様の福祉の増進に役立ててほしい」との指定寄付の説明がございました。

改めまして、北見信用金庫様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算の提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本寄付が11月11日であったことから、善行表彰は来年の功労者等顕彰式での授賞となりますことを申し添え、報告といたします。

次に、11月12日、消防機材車1台のご寄付がございましたのでご報告を申し上げます。

久島力雄様が会長をされています訓子府ライオンズクラブ様が結成40周年を迎えられ、その記念式典の席上において、町の消防・防災活動に活用していただきたいと、消防機材車を寄付されたものでございます。

これは、長年にわたり社会奉仕活動を継続されてきた会員の皆様の総意として、近年多発が危惧されている災害等に備え、町民の生活を守るために役立ちたいとの思いの表れと伺っております。

ご寄付いただいた車両は、日産バネットDX・トラック、排気量1,800ccで無線装置や赤色回転灯を備えた緊急車両仕様であり、価格は200万円であります。

なお、寄付目録を秋口にいただいていたことから、11月3日開催の功労者等顕彰式において善行表彰を授賞しています。

町から北見地区消防組合本部に無償譲渡し、訓子府消防団が運用しますが、ポンプや道具類の機材を搬送するのに有効かつ大切に活用させていただくこととしています。

改めまして、会長様はじめ会員各位がふるさとと町民の安寧を願う心に深く敬意を表しますとともに、感謝を申し上げますご報告といたします。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間、質疑することを許し

ます。質疑は、1人2回に制限いたします。ご質問ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 以上をもって行政報告を終了いたします。

議案第72号、議案第73号

議長(柴田喜八君) この際、日程第4、議案第72号、日程第5、議案第73号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第72号から順次お願いいたします。37ページになります。

企画財政課長。

企画財政課長(佐藤正好君) 議案第72号について、提案説明をさせていただきます。議案書の37ページをお開きください。

議案第72号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

この専決処分の内容につきましては、議案書39ページ以降の専決処分書のとおりですが、平成18年度訓子府町一般会計補正予算について急施を要したため専決処分を行ったものでございます。

なお、補正の要因は、平成18年度の起債協議にあたりまして、起債予定額以上の予算措置があることが起債の同意の要件とされたことに伴い、10月27日に行った協議書提出の際、一般会計と下水道関係の関係起債について予算補正を行ったものでございます。

それでは、専決処分書により専決処分を行った平成18年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)の内容について説明をいたしますので、議案書の39ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正についてであります。歳入歳出にそれぞれ390万円を減額し、予算総額を45億3,627万8,000円としたものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりですが、これにつきましてはご覧をいただくこととし、後ほど42ページ以降の事項別明細書によりその内容を説明させていただきます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、第2表の地方債補正の表のとおりでございます。3地区分の道営畑総事業のうち、明渠分について、過疎債の適債事業として同意予定通知がございましたので、一般公共債を過疎債に組み替えたほか、一般公共債と過疎債の充当率の差額分をそれぞれ限度額に増額したものでございます。また、下の表の減税補てん債につきましては、住民税の減税による地方公共団体の減収額を補てんするための起債ですが、額の確定に伴いまして560万円を新たに追加したものでございます。なお、これにつきましては、今年度において元利償還金の全額が交付税に算入されるものでございます。

続きまして、42ページの歳入の事項別明細書について説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、専決処分を行いました総額390万円を減額した補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案第73号について、提案説明をさせていただきます。議案書の45ページをお開きください。

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分の内容につきましては、議案書47ページ以降の専決処分書のとおりでございますが、平成18年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算について、急施を要したため専決処分を行ったものでございます。

なお、補正の内容は、平成18年度より地方債が許可制から協議制となり、協議が同意となった10月27日時点で予算を計上していなければならないことから、起債充当の拡充と区分の変更となったものを予算補正するものであります。

それでは、専決処分書により専決処分を行った平成18年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について説明いたしますので、議案書47ページをお開きください。

まず、第1条の歳入予算補正であります。この補正につきましては、次のページに記載のとおり歳入のみの補正であり、予算総額の増減はありません。

なお、第1表の歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額等につきましてはご覧いただくこととし、後ほど議案書50ページの事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条の地方債補正につきましてであります。議案書49ページの第2表、地方債補正をご覧をいただきたいと思います。地方債の補正ですが、過疎債の適債事業として同意予定通知がございましたので、下水道債の歳入限度額4,560万円を下水道債3,220万円と過疎債1,730万円に変更するものであります。また、起債充当率が増えたものにつきましても、合わせて変更するものであります。補正後の起債の方法は、いずれも補正前と同じ証書借入、利率も5%以内でございます。

続きまして、議案書50ページの歳入予算補正の事項別明細について、説明を申し上げます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

続きまして、議案書51ページの地方債の調書であります。平成18年度における補正後の元金残金については、合計欄の1番右側にあります下から3段目、9億7,651万7,000円となる見込みでございます。

以上、専決処分を行いました平成18年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算の内容について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第72号、議案第73号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第72号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第72号の質疑を終了いたします。次に、議案第73号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 質疑がないようですので、議案第73号の質疑を終了いたします。以上をもって質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第72号、議案第73号の採決を行います。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第72号、議案第73号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、議案第72号、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第62号、議案第63号、議案第59号、議案第60号、議案第61号

議長(柴田喜八君) この際、日程第6、議案第62号、日程第7、議案第63号、日程第8、議案第59号、日程第9、議案第60号、日程第10、議案第61号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第62号から順次説明をお願いいたします。

水道課長。

水道課長(竹村治実君) 議案第62号について説明をいたしますので、議案書15ページをお開きください。

議案第62号 訓子府町営農用水施設設置条例を廃止する条例の制定について、提案内容の説明を申し上げます。

訓子府町営農用水施設設置条例(昭和59年条例第12号)を廃止する条例を次のように制定しようとするものであります。

記といたしまして、条例案を載せてありますが、その内容につきましては、訓子府町営農用水施設設置条例(昭和59年条例第12号)を廃止するというものであります。

これにつきましては、緑丘営農用水が、今年度、畑総(支援:一般)の訓子府南部地区営農用水施設事業により施設が完成し、本業務を訓子府町水道事業者所管での運営に移行

したことにより条例を廃止しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第62号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の16ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第63号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第284条第3項の規定により、北海道内のすべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同で処理するため、次のとおり規約を定め、北海道後期高齢者医療広域連合を設置するため、議会の議決を求めるものでございます。

記以下につきましては、別紙によりご説明を申し上げますが、提案いたします根拠につきましては、平成18年6月に国会で議決されました高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、平成20年4月から75歳以上の方を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることとなり、この後期高齢者医療の事務を処理するため、道内のすべての市町村が加入する広域連合を設置することとされたものでございます。

この広域連合は、制度の施行の準備のため、平成18年度の末日までに設置をすることとされておりまして、広域連合を設置するには関係市町村議会における議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならないことから、本定例会において議決を求めるものでございます。

それでは、その規約についてご説明をさせていただきます。17ページでございます。

第1条につきましては、広域連合の名称を北海道後期高齢者医療広域連合と定めるものでございます。

第2条につきましては、広域連合の組織を北海道内のすべての市町村をもって組織するものでございます。

第3条は、広域連合の区域を北海道とするものであります。

第4条につきましては、広域連合の処理する事務の規定でありまして、5項目の記載のとおり事務処理をいたします。なお、市町村につきましては、21ページの別表第1の事務を市町村の事務として処理するものとなるものでございます。

第5条につきましては、広域連合の作成する広域計画に記載のとおり2項目を計画の中に記載する規定でございます。

第6条につきましては、広域連合の事務所の所在地を札幌市に置くという規定でございます。

第7条につきましては、広域連合の議会の組織でありまして、定数を32人と定める規定であります。この定数につきましては、地方自治法における人口75万人未満の都道府県の定数の上限が40人というものがございまして、それを参考といたしまして、北海道の広域連合設立時の高齢者人口を約60万3,000人という推計をいたしまして、40人の80%に当たる32人という定数を定めるものでございます。

また、第2項の議員の構成でありますけれども、市長については8名、町村長も8名、市議会議員も8名、町村議会議員8名ということで、それぞれ8名を規定するものでございます。この議員の構成につきましては、住民の多様な意見を反映し、また多様な角度が

ら幅広い議論を行われるよう住民が直接選挙で選出している首長と議員で構成し、その人数を議員等としたものでございます。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法の規定でありまして、地方自治法の規定により間接選挙の場合、広域連合の議員は、構成市町村の議会で選挙をしなければならないとされておりますので、市と町村に区分したので、市長と市議は市議会、町村長と町村議では町村議会において選挙をすることとなります。

また、市長と町村長につきましては、それぞれ市長会、町村会からの推薦のほか、関係市長、関係町村長の総数の10分の1以上の方から推薦があった場合に候補者となります。

市議と町村議につきましては、それぞれ市議長会、あるいは町村議長会からの推薦のほかに関係市議、関係町村議の定数の総数の80分の1以上の方から推薦があった場合に候補者となれるものでございます。

なお、市議と町村議の80分の1ラインにつきましては、公職選挙法の候補者に係る供託物の没収についての規定を参考に設定をしたものでございます。

次に、第9条になりますけども、9条につきましては議員の任期を定めるものでありまして、任期については、構成団体の長又は議員としての任期によるとするものでございます。

第2項については、失職の規定であります。

第3項は、欠員が生じたときの補欠選挙の規定でございます。

第10条は、議会の議長及び副議長についての規定で、第1項につきましては、議長及び副議長1人を選挙するという規定でございます。

第2項につきましては、議長及び副議長の任期を定めているものでございます。

次に、第11条につきましては、広域連合長等の規定で、広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置くこととしまして、それぞれの長は広域連合議員と兼務することができないとする規定であります。

次に、第12条につきましては、広域連合長との選任方法の規定で、広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により選挙、また副広域連合長につきましては、広域連合長が広域連合議会の同意を得て関係町村の長のうちから選任をするという規定でございます。

第13条につきましては、広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期とするものでございます。

第14条は、副広域連合長の職務の規定で、副広域連合長の職務権限を明記しているものでございます。

第15条は、会計管理者の規定で、地方自治法の改正を反映いたしまして、会計管理者の設置及び任命方法について明記をしております。

第16条につきましては、この広域連合に必要な職員を置くという規定でございます。

次に、第17条につきましては、選挙管理委員会を置く規定で、選挙管理委員会の委員を4名、広域連合の議会における選挙で選出されまして、任期は4年とするものであります。この4名といたしましたのは、地方自治法における市町村の選挙管理委員会の規定を準用して定めるものであります。

次に、第18条は、監査委員2名を置く規定でございます。1名につきましては、広域

連合長が広域連合の議会の同意を得て選出、もう1名については、広域連合議員のうちから選出するものでありまして、任期も合わせて地方自治法における市町村の監査委員の規定を準用して定めるものであります。

第19条は、広域連合の経費の支弁の方法を定めるものでありまして、特に市町村の負担金の額については、21ページをご覧くださいと思います。別表2によりまして、共通経費といたしまして、均等割10%、高齢者人口割40%、それから人口割で50%という共通経費を定めるものであります。そのほかに医療給付に要する経費、この経費は市町村の一般会計において負担すべき額ということでございます。それから、その下の保険料その他の納付金。この経費につきましては、市町村が徴収した保険料等の実績及び低所得者等の保険料軽減額相当額を負担することとなります。

次に、戻りまして19ページの第20条。これは規則への委任を規定しております。

附則でありますけれども、第1項の施行期日については、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。ただし書きにつきましては、会計管理者については、地方自治法の改正の施行期日に合わせて、また業務等については制度の開始に合わせて施行するものであります。

第2項の経過措置については、制度の施行前においても、準備行為として広域連合の事務を行うことができることとしております。

それから、次の20ページの第3項につきましては、広域連合長の選挙の方法を事務所での投票と郵便による不在者投票を想定し、広域連合の事務所において行うとするものであります。

第4項については、広域連合長が選任されるまでの経過措置でありまして、地方自治法施行令では関係市町村の長のうちから、その協議により定めたものが職務を行うとされているものであります。市町村数が北海道の場合かなり多いものがございますから手続きに長期間を要するというので、市長会と町村会との協議で定めたものが職務を行うこととするものであります。

第5項については、地方自治法の改正による職員の読み替えでございます。

第6項につきましては、選挙管理委員が選任されるまでの経過措置でありまして、地方自治法施行では、関係市町村の選挙管理委員の互選により定めたものを充てることとされておりますけれども、これも手続きに長期間を要することから広域連合長が選任することとしているものでございます。

第7項につきましては、共通経費に係る経過措置でありまして、平成18年度から平成20年度までの間につきましては、当該年度の当初予算編成時にまだこの制度が施行されておきませんので、被保険者が存在しないということから住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく75歳以上の人口を用いることとするものであります。

第8項につきましては、前々年度の3月31日現在には制度がまだ施行されていないけれども、その翌日で制度の施行日である前年度の4月1日現在の被保険者数を用いることとする経過措置であります。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君）引き続きまして、議案第59号。議案書1ページになりますが、平成18年度訓子府町一般会計補正予算（第5号）のご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条にありますように、歳入歳出とも1,766万8,000円を追加し、総額をそれぞれ45億5,394万6,000円とするものでございます。

また、第2条では、債務負担行為の補正についてご提案させていただいております。

2ページは、歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただくことといたしまして、内容につきましては事項別明細書で説明をさせていただきます。

次、3ページの債務負担行為の追加補正であります。これは、今年の8月と10月の低気圧による集中豪雨により、被災いたしました農地等の復旧に係わるものでございまして、まず、1点目の平成18年度農地災害復旧助成事業補助金につきましては、被災された補助対象農家29件のうち、4件の農家が秋蒔き小麦の作付圃場であることから、復旧工事を平成19年度に行うため、補助限度総額37万4,000円を債務負担として計上したものでございます。なお、補助対象となる災害復旧工事費総額は、1,384万8,000円で、補助率を3分の1、補助上限額を1件20万円までとさせていただきました。その結果、29件分の補助金総額は397万3,000円でございます。うち4件分の37万4,000円を債務負担として計上し、残り25件分の補助金359万9,000円につきましては、今回の補正で追加計上をさせていただいております。

また、2点目の農地災害復旧資金利子補給につきましては、融資限度額を824万円とし、利子補給率を年0.93%、期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とするものでございます。

次、4ページ以降の事項別明細書になります。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

次、7ページは、債務負担行為の追加補正に係わる調書でございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上が、1,766万8,000円を追加とする補正の内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君）ここで10分間休憩いたします。午前11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（柴田喜八君）休憩前に戻り会議を再開いたします。

町民課長。

町民課長（山川栄二君）議案書の8ページをお開き願います。

議案第60号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ7,126万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,901万円とするものであります。

次に、9ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しております。ご覧

をいただくこととしまして、その内容につきましては、10ページからの事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成18年度国民健康保険事業特別会計の補正予算について、その提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 議案第61号について説明いたしますので、議案書12ページをお開きください。

議案第61号 平成18年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第2条で、収益的収入の予定額を次のとおり補正するもので、営業収益で69万3,000円を追加し、収益の総額を1億9,594万5,000円とするものであります。

次に、13ページの説明につきましては、一般会計の事項別明細書に相当するものであります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次に、14ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことにいたしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成18年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号

議長(柴田喜八君) この際、日程第11、議案第64号、日程第12、議案第65号、日程第13、議案第66号、日程第14、議案第67号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第64号から順次お願いいたします。

町民課長。

町民課長(山川栄二君) 議案書の22ページをお開きをいただきたいと思います。

議案第64号 北見地区衛生施設組合理約の変更について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北見地区衛生施設組合理約を次のように変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下、改正する内容についてご説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、北見地区衛生施設組合理約の変更協議にあたり、地方自治法第290条の規定に基づく議会の議決を求めるものであり、変更内容につきましては、地方自治法の改正に伴い助役の名称の変更、収入役制度の廃止などによる変更でございます。

主な改正点は、次のページの新旧対照表でご説明いたします。23ページでございます。

第1条関係につきましては、規約第8条の第3項の名称の変更で、「助役」を「副市町長」に改め、第4項は、収入役の廃止に伴い「又は収入役の職務を兼掌する者」がなくなるため、条文を整理するものであります。

次に、第9条につきましても名称の変更で、「助役」を「副市町長」に改めるものでござ

います。

第10条につきましては、地方自治体の職員の名称を吏員ということで規定をしておりましたが、法の改正により職員と規定されたことに伴いまして、「吏員その他の」を削除するものであります。

次に、第2条関係につきましては、収入役の廃止に伴う変更で、第8条の第1項については、「収入役1人」を削除する改正でありまして、第4項につきましては、全文を削除するものであります。

第9条につきましても、「収入役」を削除するものであります。

第9条の2につきましては、収入役が廃止され、新たに会計管理者の配置が義務付けられましたので、条文を追加するものであります。

附則でありますけれども、この規約は、平成19年4月1日から施行するものであります。ただし、同日において地方自治法の一部を改正する法律、附則第3条第1項の規定がある場合にありましては、第2条の規定は、同項の規定の適用がなくなることとなった日から施行するものであります。このただし書きにつきましては、法律施行の際に、現に在職する収入役はその任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとするものでありまして、北見市の収入役が現在現職で在職しておりますので、このただし書きが付け加えられたものでございます。

以上、ご提案いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書24ページをお開き願いたいと思います。

議案第65号 北見地区消防組法規約の変更について、提案説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、北見地区消防組法規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）によりまして、平成19年4月1日から地方公共団体の助役が副市町長に、収入役が廃止され、会計管理者を置くことになることに伴いまして、本規約の変更について提案させていただくものでございます。

記以下の改正条文を説明いたしますが、改正規約の構成につきましては、第1条と第2条及び附則からなっております。説明は25ページの新旧対照表により行いますので、そちらをご覧くださいと思います。

はじめに、上段の枠組み部分の第1条関係でございます。改正第1条では、助役を廃止、副市町長を置くため、現行規約第8条第3項中「助役」を「副市町長」に改めます。また、法律の本則で、収入役が廃止されますので、収入役を兼掌する者がなくなることから「又は収入役の職務を兼掌する者」の字句を削るものであります。収入役に関する規定を残すのは、改正自治法附則に経過措置規定がありまして、現に在任中の北見市収入役が任期中は収入役として在任するというに伴いまして、引き続き、組合の収入役としても在任していただくということによるものでございます。

また、規約第9条中「助役」を「副市町長」に改めます。

次に、下段の囲み部分の第2条関係でございます。改正規約の第2条は、収入役の任期

が終わったあとの改正規定になります。

現行第8条第1項中、収入役を削るため「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、さらに組合収入役は管理者の属する関係市町、具体的には北見市ですけれども、その収入役が就任する旨の現行の規定が不要になりますので、第4項を削るものであります。

また同様に、現行第9条中見出しを含み、「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に、「、副市町長及び収入役」を「及び副市町長」に改めるものでございます。

また、廃止する収入役に代わるものとしまして、会計管理者を置くために、見出しを会計管理者とする第10条の2第1項、組合に会計管理者1人を置くという規定を。

同条第2項として、会計管理者は、次条に規定する消防職員のうちから、管理者が命ずるといふ条文を新たに加えるものでございます。

附則では、施行日を平成19年4月1日と定めております。ただし書きにおきまして、第2条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定の適用がある場合、つまり現職の収入役は、その任期中は在任するという経過措置規定であります。北見地区消防組合収入役が現北見市収入役でございますので、この規定に該当いたします。この場合には、改正自治法の経過措置規定の適用が終わるまでの期間については、この改正規約の第1条が施行されるわけでありまして、

そして、改正法律附則第3条の第1項の規定の適用がなくなった場合、つまり北見市収入役の任期が終わった日の翌日から、はじめてこの改正規約の第2条関係が施行されるという2段階方式をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、提案内容についてご説明を申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第66号の提案説明を申し上げますので、議案書の26ページをご覧くださいと思います。

議案第66号 北網広域圏組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北網広域圏組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めますのでございます。

記としまして、一部改正規約を載せておりますが、本件につきましては、北網広域圏組合規約の変更協議にあたりまして、地方自治法第290条の規定に基づく議会の議決を求めますのでございます。

変更の内容につきましては、次のページに新旧対照表を載せておりますので、合わせてご覧をいただきたいというふうに思います。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正によりまして、収入役制度が廃止され、これに代えて一般職である会計管理者を置くこととされたことを受け行うものであります。まず、第9条の収入役に関する規定を削りまして、第10条にありました監査委員に関する規定を第9条に繰り上げ、これは条番号の整理でございまして、そうしまして、第10条として新たに会計管理者に関する規定を追加しようとするものでございます。

第10条の第1項としましては、組合に会計管理者を置くことを規定し、第2項には、会計管理者は、理事長の属する市町の会計管理者をもって充てることを規定してございまして、

26ページに戻っていただき、附則であります、この規約は、平成19年4月1日から施行することとさせていただきます。

以上、議案第66号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書の28ページをお開き願いたいと思います。

議案第67号 網走支庁管内町村交通災害共済組合規約の変更について、提案説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして、網走支庁管内町村交通災害共済組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法の一部を改正する法律によりまして、平成19年4月1日から一部事務組合の助役が副管理者に、収入役が会計管理者に変更されることに伴いまして、本規約を変更しようとするものでございます。

記以下の改正条文を説明いたします。説明は、29ページの新旧対照表を用いて行いたいと思います。

まず、現行規定にあります第11条第1項及び第2項の「助役及び収入役」を「副管理者」に改めるものでございます。これは助役に代わり、副市町長を置くこと及び収入役を廃止することに伴う改正でございます。

次に、同じ理由から第12条中「助役及び収入役」を「副管理者」に改めます。

また、収入役に代わり、新たに会計管理者を置くため、現行規定の第13条第1項中「必要な補助職員」を「会計管理者及び必要な職員」に改め、第2項中「補助職員」を「職員」に改めます。なお、補助職員と字句を職員に改めるのは字句の整理でございます。

附則では、施行日は平成19年4月1日からといたします。

以上、改正点についてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で、議案第64号から議案第67号までの各案の説明が終わりました。

議案第68号

議長（柴田喜八君） 次に、日程第15、議案第68号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。30ページになります。

管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 議案書の30ページをお開きください。議案第68号の提案説明をさせていただきます。

議案第68号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、地方自治法第290条の議会の議決を要する協議に該当するため提案したものでございます。

記以下に、網走地方教育研修センター組合規約の一部を変更する規約を記載しております

すが、改正条文及び改正内容につきましては、次のページの新旧対照表により説明させていただきますのでご覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴い、収入役制度が廃止され、新たに会計管理者をおくこととされたため改正するものでございます。

さらに、現在の規約では、組合長の属する市町村、現在は網走市でございますけれども、収入役を置かないで助役が収入役の事務を兼掌する場合は、当該助役をもって充てることとされており、実際に助役が兼掌しているところでございます。しかし、今回の地方自治法の改正により、収入役が廃止されたことにより組合長を補佐する職がいなくなることから副組合長を新たに置く改正も合わせて行うものでございます。

それでは条文の説明でございますが、第9条第1項では、副組合長1人及び会計管理者を置く規定の改正でございます。なお、副組合長の人数を1人と規定しておりますが、これは網走市において、現在1名の助役でございますけれども、条例では定数2名と定められていることから1人と人数を規定したものでございます。

同条第3項及び第4項につきましては、副組合長及び会計管理者は組合長の属する市町村からあてることとする規定でございます。

次に、第10条であります。組合長の任期の規定であり、任期は当該副市町村長の任期によるものと規定するものでございます。

30ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、附則でございます。この規約は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、網走地方教育研修センター組合規約の変更について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

意見の聴取

議長（柴田喜八君） ただいま、提案説明が終わりました議案第68号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は議決前に教育委員会の意見を聴かなければならないことになっておりますので発言を許します。

教育委員長。

教育委員長（白崎隆誠君） ただいま議長から教育委員会の意見を求められました。お答えさせていただきます。

去る12月7日開催の訓子府町教育委員会会議において、網走地方教育研修センター組合規約の変更について審議いたしました結果、変更することに異議ないこと、教育委員会の意見でありましたのでご報告を申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で、意見の聴取を終わります。

議案第69号、議案第70号、議案第71号

議長（柴田喜八君） 次に、日程第16、議案第69号、日程第17、議案第70号、日程第18、議案第71号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第69号から順次お願いいたします。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書 32 ページをお開きください。

議案第 69 号 町道路線の認定について、提案内容の説明をさせていただきます。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記以下であります。次の 33 ページの位置図を合わせてご覧いただきたいと思ひます。路線番号の 194 は、路線名が展望台線であります。起点は、訓子府町字協成 273 番地地先、終点は、訓子府町字協成 275 番地であります。重要な経過地は協成で、路線延長は 344.28 メートルであります。これは、町が公園内通路として管理している路線を新たに町道認定しようとするものであります。

以上、議案第 69 号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書 34 ページをお開きください。

議案第 70 号 町道路線の変更について、提案内容の説明をさせていただきます。

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次の町道の路線を変更しようとするものであります。

記以下であります。次の 35 ページの位置図を合わせてご覧いただきたいと思ひます。路線番号の 124 は、路線名が美園線であります。起点は、訓子府町字美園 37 番地で変更はございませんが、終点の旧が訓子府町字美園 16 番地から新の訓子府町字美園 12 番地に変更するものであります。重要な経過地は、美園です。これにより、路線の延長が 4,342.18 メートルから 10,596.68 メートルとなり、6,254.5 メートルの増となるものでございます。

これは、町が現在農道として管理している区間を、本路線に含めて路線を変更しようとするものであります。

以上、議案第 70 号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第 71 号について、提案説明をさせていただきますので、議案書の 36 ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第 71 号 第 5 次訓子府町総合計画について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき、訓子府町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第 5 次訓子府町総合計画の基本構想を別冊のとおり定めようとするものでございます。

この第 5 次訓子府町総合計画につきましては、現在の第 4 次総合計画が平成 18 年度、本年度をもって終了することを受け、新たに平成 19 年度を始期とする 10 ヵ年の計画を定めるため、議会の議決をいたごうとするものであります。これまでの経過等を含め口頭で説明をさせていただきますというふう存じます。

本町におきましては、昭和 47 年に最初の総合計画を策定しておりますが、急激な社会経済情勢等の変化に対応するため、目標最終年次を待たずして、7 年を経過した昭和 53 年に昭和 62 年度を目標年次とする第 2 次の総合計画を策定してございます。その後、昭

和62年度を始期とする第3次総合計画を策定し、平成8年度には平成9年度を始期とする現在の第4次総合計画を策定したところでございます。

今回提案いたします第5次訓子府町総合計画につきましては、昨年5月に課長職で構成する策定委員会を開催し、以降各種検討を重ね、昨年9月には第1回の策定審議会を開催いたしました。計画策定にあたり、最初に取り組みましたのが、昨年10月に18歳以上の全町民を対象とした町民アンケート調査でございます。この調査は町民の皆さんの町の現状に対する評価や今後のまちづくりに対する要望等を把握し、可能な限り計画に反映させる目的で実施したものでございますが、約83%に当たる4,267名の多くの皆さんから回答を頂きました。その内容につきましては、広報等ですでに公表をさせていただいたところでございます。その分析結果を踏まえ、昨年12月には「訓子府のまちづくりを考える会」を産業別、あるいは年代別等の7グループに分け実施をし、多くの皆さんからまちづくりに関する提言をいただいたところでございます。このほか、通常の広聴活動として行っております青空町長室や各種事業の際に行った提言等、さらには、係長会議や3部会に分けて実施しました職員ワーキングにより協議等を重ねてまいりました。その結果を踏まえ、役場庁舎内の策定委員会が中心となり、素案づくりを進めてまいりました。

今回、策定する総合計画につきましては、計画の名称を「第5次訓子府町総合計画」と称することとし、計画の期間は平成19年度を初年度とする10ヵ年計画で、目標年次は平成28年度にすることとしてございます。

また、計画書の構成につきましては、総論編と議会の議決をいただく基本構想編、さらには、基本構想を具体化するための主要施策等を中心とした基本計画編でまとめてございます。

なお、当年度ごとの具体的な事業と施策の展開につきましては、今までと同様に3ヵ年ローリング方式で毎年度策定します実施計画によって明らかにしていく考えで整理をしてございます。

この内部でまとめさせていただいた素案につきまして、条例に基づく訓子府町総合計画策定審議会に諮問をしております。この審議会は、22名の委員の皆さんで構成し、3部会に分かれて部会審議を行ってまいりましたが、素案を基にした審議は、本年7月に開催した第2回策定審議会を皮切りに、延べ9回、うち部会審議は7回でございますが、精力的にご審議をいただき、9月25日に修正意見を反映した答申をいただきました。

こうした経過を踏まえ、基本構想分につきまして、本定例会に提案をさせていただいたものでございます。

なお、総合計画といたしましては、お手元に配付しております青のファイルになりますけれども、別冊の中に資料として総論、それと基本計画をそれぞれ綴じ込みさせていただいておりますが、これを含めての策定となるものであり、今回提案いたします基本構想につきましては、地方自治法に基づき本町の将来像とまちづくりの施策を示す大綱であるということにつきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、非常に簡単ではございますが、提案に至るまでの経過を含め説明させていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（柴田喜八君） 以上で、議案第69号から議案第71号までの各案の説明が終わりました。

ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（柴田喜八君） 定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

日程第19、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限しますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 町民の生存権を支え、守る手立てについてということで、最初に質問の通告をしています。

ここ数年、特に小泉政権の5年、それから現在の安倍政権。この何年間かの間に「ワーキングプア」、働く貧困層とでも言いましょうか、そういう人たちが、若者を始めとして契約派遣社員、あるいはアルバイト雇用などに代表される非正規雇用の増加という形になって雇用されると。がんばっても救われない。このような労働ルールが破壊された社会になってきていると。このような状況の中で、若者さえ今の状況に展望を持たないと。そのような状況になってきています。

年金や医療、福祉、障害者福祉、介護などの社会保障費の削減や庶民に対する増税、反面、大企業には減税と。このようなことになっておりまして、誰の目で見ても逆立ちした税の制度、あるいは格差社会を増幅するような状況になっています。これらが貧困の根源の所在にあるのだということ、今、多くの人気が付き始めてきていて、ごく最近政権の座についた安倍内閣の支持率も、確かに郵政での反対票を投じた人を復党させるという形の批判もありますけれども、それだけではなくて、これらの状況に対する施策的な対応と言いますか、それらも内閣支持率低下の要因の一つになっているというふうに言えると思います。

庶民の懐具合と同じように、自治体の懐も交付税、補助金の削減などや過去の景気対策として押し付けられ起債償還などで、例外がないほど青息吐息の状況に置かれています。

特に代表的な例は、昨今絶えずテレビで報道されるような夕張の状況と言いますか、それが代表的な状況でないのかなと、このように考えております。

このような状況でも、住民と身近にかかわり、その命と暮らしを支える責務を地方自治体は地方自治法を規範として負っています。

そこで、2点について伺いたいと思います。

まず1点は、今年に入って、公営住宅に居住の町民の1人が、死亡数日後、変死体となって発見されるというケースがあったと聞いています。町民の生存権を守り、支える立場から同様の事故、事例を再び招かないように、事例から自治体として何を学んだかと。ま

た、セーフティーネットの構築をどのように行うのかということで、所見を伺いたい。

2点目は、高齢者などの環境が医療制度の改変、介護保険制度の改変、税制改革などの影響で激変していますけれども、生活に困窮する状況などが発生した場合、その対応は生活保護の手段が一般的でありますけれども、この最後の生活保護という手立て、この保護制度にどう導くのかと。また、それまでのつなぎ対策のあり方について、所見を伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま、町民の生存権を支え、守る手立てについて、2点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「町民が死亡数日後に発見されたことについて、同様の事故、事例を再び招かないように、自治体として何を学んだか。また、セーフティーネットの構築をどのように行うか所見を」とのお尋ねですが、このような事故があったことは非常に残念で、悪い偶然が重なった結果だったとはいえ、防ぐ手立てがなかったものかと悔やまれるところ です。

今後、このような事態が発生しないよう、今まで以上に民生委員の皆様や町内会、あるいは実践会など、行政と地域が一体となった一層の福祉施策を進めていく必要があると考えております。

次に、「生活に困窮する状況が発生した場合の対応について、生活保護制度にどのように導くか、保護を受けるまでのつなぎ対策について」とのお尋ねですが、介護保険制度や医療制度改革、さらには税制の改正などにより、高齢者の負担感は増してきていると感じているところですが、現在のところ、こうした理由で生活に困窮したという相談が増えているという状況にはないものと考えております。

また、生活に困窮したときは、生活保護を受給する場が一般的ではありますが、所得が低くても生活保護を受けずに日々の生活にご努力されている方もおり、こうした方々を保護制度に導くということは適当ではないものと考えます。

しかし、真に生活に困窮する方につきましては、生活保護に頼らざるを得ないと考えますので、適切な対応を図ってまいります。

また、生活保護に至るまでの“つなぎの対策”につきましては、生活保護制度の中での対応は難しいと思いますが、社会福祉協議会の福祉資金貸付事業などの利用により、対応していくこととしております。

日頃の生活に不安を感じるときは、福祉の窓口や地区の民生委員などを通じて、早めに相談していただくことが問題の解決につながるものと思いますので、町としましても町民の皆様が気軽に相談できる体制の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今回の私がこの質問で指摘をしたケースも、気軽にはたぶん相談をしてないと思うのですけれども、いわゆる生活が困窮していると。医療費が払えないと言いましょか、そのような状況の中で、何とかその生活を支えるために生活保護を受けられないかという相談が事前にあったというふうに向っています。

本来から言いますと、生活保護法の第9条では、いわゆる生活保護に関する基本的な考え方として、必要、即応ということを規定しています。つまり必要な人に対しては、即対

応すると。これが生活保護法の基本原理になります。そういう点からすると、明らかに事情はそれなりの事情がどうもあるようですけれども、いわゆる法律を正規に理解した対応ではなかったのかなというように考えられるのです。

今回のケースは、詳しいことはわかりませんが、例えば一つの生活保護を受ける基準から言いますと、訓子府はたぶんそれなりの一定の基準をつくって、それを基に運用していると思うのですけれども、それはある面では個別化の否定につながるのではないのかなと。

要するに、標準的なその考え方で対応するために、はじめから一定の基準に合わないものは受け付けないと。あるいは、その生活保護からの対象から外すというようなことが行われている可能性があるのではないのかなというように思わざるを得ないのです。確かに、対、周りの状況と言いますか、その状況から見ますと、いろいろ今まで生活保護のあり方でも、特に特徴的な批判を受けるような事例は確かにあるのですけれども、それは保護を受けている人の中のほんの一部に過ぎないのだと思うのです。大多数の方は一生懸命真面目に働いているけれども、なかなかその生活ができない。あるいは、病気のために働くことができない。そういうような状況の中でやむなく生活保護の申請をします。特に病気の方などは、例えばそのあと生活保護を受けたあと自立をするという前提として、今、一定の基準の下にその生活保護を認めるかどうかと。あるいは、そのハードルとして持っているもので縛るという形でほぼ受け付けないというようなことが、あとのその自立を妨げていることもあり得るのではないのかなと思ったりもするのですけれども、そのようなことはこの町の今までのその窓口対応としてなかったのかどうか伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 生活保護の関係でございますけれども、まず、基本的に生活保護の申請と言うか、そういう相談があった場合、最終的な決定権というのは町村にはないものですから、網走支庁のほうに連絡をいたしまして、ケースワーカーとその対応をするというようなことで進めております。

制度的にいけば、市では福祉事務所がございますから、独自に生活保護の決定をすることになりますけれども、町村に関しましては全くその権限というものを有しておりませんので、町が一方的に町の基準に当てはめて、その保護申請を受け付けないとか、そういう相談に乗らないというようなことは一切ないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 私が言っているのは、最後の決定権は確かに支庁です。ただ、その受け付けるかどうかという点から言いますと、窓口は訓子府の住民であれば訓子府の町になるわけですから、そういう点から言いますと、住民が生活保護を受けたいと、受けざるを得ないのだというような状況が発生した場合に、必ず受け付けのために町の窓口へ来ると。

しかしながら、今の厚生労働省ではなくて、厚生省時代の123号の通知に「生活保護の適正実施の推進について」というような通達が出てから、特に申請のためのハードルを高くするという点での水際作戦と言いますか、そういうのが多くとられるようになった。そういう点から言いますと、たぶん訓子府も同じようなことが大いにしているのでは

ないのかなと。その点が、今回の事例の中に特徴的に現れたのではないかと思うのですが、そういう認識はありませんか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 大変申し訳ないのですが、今おっしゃられた旧厚生省です。その123号通知というのは、私承知をしておりますけれども、基本的にその生活保護制度は級地が決まっております、全国的に1級地から3級地までということで、級地が決まっております、それぞれの地域の実情に合わせまして、保護の基準額というのが最初から決められております、収入額がその基準を上回ってれば基本的には生活保護、特殊な事情がなければ受けられないというような基準がありますので、私どももそういう生活保護が受け付けてもらえるのかどうかというのは、一定程度そこら辺を収入の状況がどういうふうになっているかということをお聞きしまして、それなりの対応をとらせていただいているということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 要するに、保護の制度に乗せることができるかどうかというのは、これは一定の収入があくまでも基準になりますから、そういう点から言いますと、そこら辺がどうなのかというのがこれ当然申請のときに必要でしょうけれども、例えば個別にいろんな事情があると、生活保護でなければ対応できない状況になっているということであれば、基本的には先ほど申し上げました生活保護の第9条に基づいた事務処理を本来すべきだし、そういう対応をとらないとうまくないのではないのかと。その点が、今回の事例を除いても、今後やっぱり起こりうることなので、そこら辺やっぱりちょっとその生活保護のあり方との関わり、やっぱり認識をちょっと改めていただきたいなと思ったりもするのですが、そこら辺も含めてどうですか。

今回の事例なのでありますが、たまたまその状況から言いますと、車があったというようなことを聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、これケースとして、自立ができないという状況であれば別ですが、そうでなければ自立のためにどうしても車が必要だということになれば、個別な対応だって本来すべきものだと思うのです。生活保護の保護の精神そのものは、そういうことも含めて規定をしていると思うのですが、そこら辺がどうも画一的だったのではないのかなと、対応がまずかったのではないのかなと、間違っていたのではないのかなと思うのですが、そういうことも含めてどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまその個別の事情により対応すべきであるというお話でございますけれども、これは全くそのとおりでございます、一律にその収入が上回っている。先ほど申し上げましたように、収入が基本でありますから、大原則でありますけれども、その個別のケースによっては全く100%受けられないという意味ではないというふうに考えておりますし、そこら辺の事情は十分に聞き取りをしまして、網走支庁のほうに伝えるなどのそういう対応はとっております。

それから車のケースでございますけれども、基本的には生活保護を受ける場合に所有を認められないものとして、車とか、それから貴金属などがございまして、これは資産価値があるという観点から認めないということにはなっているのですが、車に関しては、

例えば就労にどうしても必要だとか、通院のために必要だとかという場合には、認められるケースもございますし、現に訓子府町でも車を所有しながら生活保護を受けられている方もいらっしゃいます。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） このあとの2番目の問題との関わりともありますけれども、昔からこれ日本人のその美徳なのでしょうか、その大和魂なのでしょうか。よくわかりませんが、武士は食わねど高楊枝」とかって言いまして、美徳として、貧しくても苦しくても我慢をして耐え忍ぶというようなことが美徳だというようなことで考えている人がまだずいぶんいます。

2つ目の高齢者の環境がずいぶん大きく変わっています。平成20年からは後期高齢者の医療制度も新たにできると。それから介護保険もずいぶん変わってきたと。

それから、高齢者控除などを含めた税制改正が行われて、ずいぶん税金が今までそのかからなかったところも税金がかかるというような状況になりまして、それが全部に影響しているというようなことで、国民年金で生活しているような世帯でしたら、なかなか生活すること自体も困難になっているというような状況になりつつあります。そういう状況の中でも、先ほど申し上げましたように、町民の中にはずいぶん生活大変だけど辛抱してがんばろうという人がおりまして、それはそれでいいのですけれども、健康を害すると。栄養を十分に摂らないで健康を害するとか、あるいは体を悪くすると、寿命を縮めるということが起きなければいけどなというふうに私思っているのですけれども、そういう点で本当に生活が困ったときは、最後のセーフティーネットとして生活保護があるのだと。あるいは、先ほど答弁の中にもありましたけれども、社会福祉協議会の貸付制度があるのだと。あるいは、生活困窮世帯の医療助成制度があるのだというようなことで対応したとしても、いわゆるそれが持続することにはなかなかありませんよね。そうすると最終的には、やっぱり生活保護が一番のセーフティーネットかなというふうに思わざるを得ないのですけれども、とにかく何とかその困難な状況を抱えた人が、ますます困難に陥らないような手立てを考える必要があると。それは、まず窓口での生活保護に関する町民に対する対応。それから、制度をやっぴりよく知ること。それから、手立てとしてこれらのものだけでなく、新たに何らかの方策を講じられないかなというふうに考えたりもするのですけれども、特にその私ちょっと気が付いたのは、以前ちょっと述べたことあるかもしれませんが、季節労働者の生活資金の貸付制度ありますよね。あれらのように、少ない金額で預託をすることによって、ある程度町民に銀行が融資をするという形で一時しのぎになるかもしれませんが、そういう対応も一つの方法かなと思ったりするのですけれども、そういう制度の創設も含めて何らかの方法をとるべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま生活保護に代わるものと言いますか、その何らかの方策ということで、例えば季節労働者貸付のような形をとれないかということでございますけれども、先ほど町長から答弁申し上げましたように、現在、社会福祉協議会の福祉資金貸付事業などがございまして、これは利用限度額5万円ということで無利子の貸し付けということになってございます。今のところはこれに対応しているわけですが、

この金額とか、その融資の枠が少ないというのであれば、それなりに社会福祉協議会でもう少し枠の拡大ができるかとか、そういうような検討もしていく必要があるのかなというふうにも考えます。ただ、あくまでもその貸付事業ということになれば、その枠が増えることによって逆にその償還とか、そういう部分での負担が増えると言いますか、そういう部分もあるのかなというふうに思いますので、あまり極端な枠の拡大というのはいかがかなというようなちょっと思いもありますけれども、そこら辺のところは今田中議員おっしゃられたその季節労働者への貸し付けのような形も含めまして、ちょっと検討をさせていただければというふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 今回の質問に関わって、特に申し上げなければならないのかなと思ったのは、最近の町の財政事情などを考えますと、いわゆるその行政経営と言いますか、行政の効率を上げたり、あるいは行政の運営を最優先するというようなことで、そうなりますと、お金がないとなかなかいい仕事もできないというような状況もたぶんあると思います。それらの課題もありますけれども、町が負えない部分を社会福祉協議会と協力し合うと言いますか、社会福祉協議会に大きな役割を担っていただくと。

それから、特に行政の場合は何年かで職員が変わりますから、担当がどんどん変わっていきますから、そのような状況がありますので、そういう状況を考えますと、なかなか専門的な知識を持ったものが長い間その同じ場所にいられないというようなこともあるでしょう。そういうこと考えますと、やっぱり社会福祉協議会の役割というのが大きくなりますし、ある程度その知識を持った方がおられるというのが、本当は望ましいのだろうと。そういうことも含めて、いろいろなその専門的な知識が必要で、困難なケースでも十分対応できるような状況であってほしいと。そういう状況になるように、例えば人事異動などもある程度考慮する必要がありそうな気がするのですけれども、どうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 町の役割としましては、町民福祉の向上ということになるわけですので、こちらに新しい庁舎ができて、そして、社会福祉協議会のほうも1階の福祉の窓口のほうに1ヵ所になっておりますし、町といたしましても、社会福祉協議会としっかり手を携えて対応できる体制づくりというものを考えて、今運営をしているわけです。

今、言われたことにつきましては、非常に大事なことだと思いますので、これからもなお一層町民の皆さんに安心して住んでもらえるまちづくり、町民の皆さんに喜んでもらえるようなまちづくりと。何でもかんでも町民の皆さんにすべて納得いただけるかどうかはちょっと難しい部分もありますけれども、できる範囲そうした努力を私どもとしてはしていく必要があると考えておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 昔は、生活保護も受給の最大の要因がだいたい病気と言いますか、病気による生活保護を受給というのがだいたい半分以上を占めていたというふうに伺っています。最近では、それはどんどん変わってきて、貧困によるその生活保護の受給というふうに、生活保護の質も変わってきていると言いますか、そのような状況になってきているというふうに聞いています。

憲法の第25条で規定していますように、健康で文化的な最低限度の生活というような

ことを考えますと、なかなか今の世相の中では、自己努力だとか自己責任と。これらが強調されて、あたかもそうでないものはそういうふうを考えないという状況の中で、この希少が外れたものはあたかも住民でないみたいな、あるいは仲間外だというようなその風潮が強まっていますけれども、本当はそうではないのだと。そういうようなことだと私は考えるのです。

最近、国民生活が下落すると。それに合わせて生活保護の基準も下がって当然だという状況もあると。ですから、いわゆるナショナルミニマムとしての考え方として、どうもおかしな方向にいつていると思うのですけれども、そういうことのないように、訓子府の住民に対してはそれなりに担当も含めて対応していただきたいと。そういうことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

これで3度目になりますけれども、障害者自立支援法についてということで、2点ほど質問の通告をしています。

まず、1点目は、地域生活支援事業の実施要綱の整備状況と各事業ごとの対象人数。これはたぶんもう明確になっていると思いますので、これがどうなのかということ伺いたい。

2つ目は、利用者負担の軽減対策についての必要性の認識と負担上限額の設定での対応について、これについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） ただいま障害者自立支援法について、2点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

まず、1点目の「地域生活支援事業の実施要綱の整備状況と各事業ごとの対象人数」についてのお尋ねですが、本町では「訓子府町障害者地域生活支援事業実施要綱」を定め、本年の10月1日から施行しております。

要綱の内容につきましては、障害者自立支援法に定められている必須事業としての「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」などのほかに、任意事業として「日中一時支援事業」「更生訓練費給付事業」などの事業を実施しております。

各事業ごとの対象人員数につきましては、コミュニケーション支援事業が登録者2名、更生訓練費給付事業対象者1名、日常生活用具給付事業に申請のあった方2名、今後予定される方が5名、移動支援事業につきましては、現在申請をされている方はおりませんが、今後3名の方が利用予定されており、日中一時支援事業は申請者1名、今後予定されている方が1名となっております。

次に、2点目の「利用者負担の軽減対策についての必要性の認識と負担上限額の設定での対応について」とのお尋ねですが、障害者自立支援法の施行により、利用者負担が所得に応じた応能負担から原則1割の定率負担が導入されております。

この1割負担の導入に伴い、低所得者に過重な負担にならないように利用者負担の月額上限設定や高額障害福祉サービス費の支給などの措置が設けられております。

さらに、本町が定めた「障害者地域生活支援事業実施要綱」においては、介護給付費等に係る利用者負担金があるときは、その額を地域生活支援事業の利用者負担額と合算し、その合算額が一定額を超えた場合には、高額地域生活支援サービス費として支給する独自

の負担軽減対策を実施することとしております。

しかしながら、本年10月の障害者自立支援法の本格施行後も負担軽減を求める声が大きく、現在、国の段階で利用者負担のさらなる軽減などについて検討がなされているとの通知が厚生労働省からあったことから、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） 最初の地域生活支援事業なのですがけれども、移動支援事業の申請者が実施する予定だけでも、申請者はまだいないというお話がありました。ちょっとこれに係わって聞きたいのですがけれども、町では障害者の方たちが機能回復のためにリハビリを実施する、いわゆる「リハビリ教室」を実施していますよね。やり方も予算も含めて、変わってきたのかどうかわかりませんが、通所と言いますか、送迎されていたようなのでずいぶん多くの方がきて、そこで機能回復の訓練などをしたり受けていたというふうに伺っているのですがけれども、現在、当初から見たらずいぶんこの「リハビリ教室」に通う人もいなくなったと言いますか、少なくなった。本当は来たいのしょうけれども、来れない状況と言いますか、送迎がなくなったのが最大の要因だと思いますけれども、そのようなことだというふうに伺っているのですが、そこら辺ちょっと事実なのかどうか。その移動支援事業と合わせて、リハビリが必要な人たちを何らかの形でこの制度なども合わせて受給できるような方法を講じられないか、それについて伺いたい。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま「リハビリ教室」のお話がちょっとございましたので、実情をお話をさせていただきたいというふうに思います。

昨年まで町の事業といたしまして、障害のある方の「リハビリ教室」を実施しておりましたけれども、今議員ご指摘のとおり、町の職員が公用車で送迎を行っていたということが昨年までそういうふうな実施の仕方をしていたわけなのですが、ただ、対象が増えてきまして、町の職員の送迎ではちょっともう手が回らないというような状況が発生しまして、今年度から「リハビリ教室」という形ではなくて、実施グループとして「ひまわりクラブ」というような団体をつくっていただきまして、自主的な活動をしていただいているというような状況でございます。その中でも、今ご指摘がございましたように、移動の手段がなくて実際出てきたいのだけれども出てこれないのでというようなお話もいただいております。何らかの方法がないかということでいろいろ検討はさせていただいておりますけれども、先日も皆さんとお話をさせていただいた中でもちょっと有効な手段が見当たらないと言うか、そういうことで今もう少し時間をいただきたいというようなお話もちょっとさせていただいている経過もございます。それに関して、この地域生活支援事業の中の移動支援事業を利用することができないかということでございますけれども、これに関してはこの事業を提供するサービス事業者と言いますか、そこら辺のこともございまして、ちょっと現行ではこれを結び付けていくのはちょっと難しいのかなというふうに今考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君。

1番（田中與土信君） 事業と考えれば、例えばその実施をする事業者がお金にならないとなかなかやらないという側面が出てきますので、そういう点から言いますと、本当は

例えば送迎もあまりお金にならなくても何とか町のお手伝いしますよというような方が現れてくれれば本当はいいのでしょうけれども、なかなかそういうことにもならないのかもしれないけれども、できればそんな人がもしおりましたら探してでもリハビリが必要な人、あるいはその特に障害者の人たちがこの法律が制度が変わって一番問題になるのは、社会参加をする機会と言いましょ、それが制限されたりできなくなると、それが困難になったということが特に問題だと思うのですけれども、そういうことも含めて考えますと何らかの形で社会参加できる、あるいは健常者と同じようにいろいろなところに出ているような活動できるようなそういう手立てをとる必要があるのではないのかなと思うのです。なかなかこの法律上の支援事業そのものはそういう性格持っていませんから、ただ本当に必要なのはそういうことなのだと私は思うのです。一つは知恵も絞るし足も使うということになるかもしれませんが、そういうことも含めて何らかの手立てがあるのではないかなと。例えば、特養も含めて町と関わりのあるところに結構が車ありますので、2週間に1回ぐらい場合によったら借りられたりすることあるのかなと思ったりもするのですが、そういうのも含めて考えてもいいのではないかなと思うのですがどうでしょうか。検討してくれそうですからしつこく言うこともないのかもしれませんが、そこら辺について再度聞きたい。

それから負担の軽減対策なのですけれども、今国は批判が大きくて、先ほど申し上げましたように、障害者が社会参加できないというようなことが今の政府を動かしつつあると。そういう状況の中で、負担の軽減対策も部分的には講じられるのかなと思ったりもするのですけれども、町としては先ほど答弁のあったように推移を見守るというお話でしたが、この町の障害をもった人にとって一番今必要なことは何なのかと。個々に違いますけども、いわゆる最大公約数で、その共通して持っている必要としている部分です。その点について、ぜひいくらのお金と労力をかけていただきたいなと思うのですけれども、私は具体的なことわかりませんが、そう思うのですけれども、そういう考え方はどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま障害者の人たちが社会参加できないことが問題であると、外に出られるような手立てが必要でないかというお話でございましたけれども、私も全くそのとおりだというふうに考えていますし、先ほどのお話にもございました、その「リハビリ教室」から「ひまわりクラブ」ということで活動していただいておりますけれども、本当にこの間「ひまわりクラブ」の皆さん方もちょっとお話をさせていただいたのですけども、介護予防もそうなのです。障害者の方ばかりではなくて、介護予防の観点でも地域包括支援センターが10月から立ち上がっておりますけれども、包括のほうで介護予防の部分で「いきいきライフ教室」というのが町で10月以降やっております。その中でもやっぱり足の問題がそこでも問題になりまして、平成19年度からの今所管課の考え方で3月には予算という形でご提案をさせていただくこととなりますけれども、そういった事業、足の確保という意味でも、デイ・サービスのほうに委託してデイ・サービスのバスを利用した形で、事業そのものをデイ・サービス受けていただくというような形で、進めたいなというふうに今のところ所管のほうでは考えてございます。

それで、今その障害の方にもデイ・サービスのバスとか、そういう利用できないかとい

うようなお話もございましたけれども、ちょっとそこら辺のところにつきましても、なかなかバスが手配と言うか、うまくその調整がつかないと言うか、そういうような問題もございました、これ検討が必要なのだろうなと思いますけども、ちょっと今すぐという状況にはできないのかなというふうに思っています。

それから、2点目の障害者の方のために金と労力をとということでございますけれども、そこら辺も合わせて検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 時間ももうありませんから、これ最後になると思いますけれども、いわゆる障害者自立支援法でいろいろな支援の事業、あるいは支援サービスを受けるという点で一番基本になるのは、いわゆるどのサービスが受けられるかということで認定を受けると。今の状況をいろいろ聞いていますと、本当にその人にとって必要なサービスと供給の目安になるその認定の評価に差があって、どうも数字上出てくる認定は低すぎると言いますが、そのようなことになっているようだというふうに聞いているのですけれども、それよりもまず障害者がいろいろなサービスを受けるにあたって必要な、まず認定を受けると。全部の方が必要なサービスを受ける必要な人はすべて認定を受けられることがまず一番大事なのではないのかなと。その点から言いますと、訓子府は全部そうっていないようなので、まずそこら辺ができるような作業を進められないのかなと。お金がかかったり、いろいろしたりするのも知れませんが、それらも含めて町として何らかの対応、町の仕事と言いますか、そういうことも含めて町として早急に対応すべきだと思うのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、1点目の認定の評価が低すぎるのではないかというお話ございましたけれども、これにつきましては私どももそういうような傾向にあるというふうにお聞きをしておりますので、たぶんそうなのだろうなというふうにも思います。ただ、そこら辺のところというのは自由民主党から出ている厚生労働省からちょっと通知があったのですが、今その政党のほうでそういうような見直し、障害者自立支援法の見直しを図っているというその項目を読みましたら、その中にその障害特性を反映した区分が出るように、コンピュータ判定のあり方を含む抜本的な見直しを行うという一言が入ってまして、そこら辺のところは今後どういうふうになっていくのかなというところを見守るしか今の時点では方法がないのかなというふうに思っております。

それから、訓子府町において必要な認定を受けていないというような話がございましたけれども、現在、認定が必要な方についてはすべて判定をしております。今後、この自立支援法の中でもそのサービスを受ける場合に、認定が必要なサービスと認定が必要でないサービスがありますので、そういう部分では今のところは必要な方は受けられておりますし、それから今後、施設に入所されている方、施設体系が変わってきたりする場合に、今後随時そういう認定申請が上がってくるものというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 田中與士信君。

1番（田中與士信君） 介護保険もそうでした。今度の障害者自立支援法も法律ができて、こういうサービスをするということで実際に制度が運用され始めますと、いろいろな

問題を生じていると。そのために、これらの本来制度を頼って、あるいは制度の上でいる
いかなるサービスを当然受けるべき人がなかなか受けられないと。それだけでなく、逆に一
番基本にあるべき健常者と同じように社会参加するという点がおろそかになってしまっ
たり、そういう道が閉ざされるということが各所で起きているというのが実態だというふう
に聞いています。そういうような状況を聞いていますので、少なくとも訓子府の中に住ん
でいる町民の中で障害を持った方、あるいは年を取って介護保険の制度で介護が必要な方、
これらの方々がこの制度が自分たちを苦しめるということのないようなぜひ運用をしてい
ただきたいと。合わせて、そういう制度になるように職員の方もぜひがんばっていただき
たいなということを最後をお願いをして、時間ありませんから質問を終わりたいと思いま
す。

議長（柴田喜八君） 田中與土信君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで、約10分間休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

次は4番、山本朝英君の発言を許します。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 通告書に入る前に一言付け加えて入りたいと思いますが、先日、
今年の日本の漢字が発表されました。その漢字が「命」ということで発表されまして、今
年生まれた方々の命もありますが、主としていじめによる、あるいは虐待、事故等々によ
るこの「命」ということが大半だったと聞いております。従いまして、その尊い命を失っ
た児童あるいは家族に対しまして、心からまずもお悔やみを申し上げて通告書に基づ
き入りたいと思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

まず、1点目なのですけれども、学校でのいじめ問題の現状と対応についてということ
で伺いたいと思います。

最近までは、低学年児童に対して不審者による痛ましい事件が続く中、これは町外です
が、昨年9月に6年生の女子生徒が教室で自殺を図ったというような新聞報道がありま
した。その後、今年1月に亡くなったということでございまして、9月にはその原因が学
校のいじめによる自殺と断定され、その後連鎖的に11月までに5人の自殺者が出ており
ます。この他にもこのいじめが続くとするなら「私も自殺をする」というような予告文が
先日までに39通、文部科学省に届いているということでございます。その後も毎日のよ
うに、新聞やテレビ等でこのいじめの報道があり、その度に胸を痛くする思いをするのは
私だけではないと思います。私も自分の子ではないのですけれども、孫たちがお世話にな
っているということで、ずいぶん今町民の方々からも「訓子府は大丈夫か」というような
声を聞くようになりました。我々もはっきり大丈夫だということも、孫たちからしか聞い
ていませんから答弁もできないですものから、この席を借りてこのいじめ対策によ
る取り組み方等々を教育長に伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま「学校でのいじめの問題の現状と対応」について、お尋ねのありましたことにつきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

ご指摘のように、いじめにより児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が全国で相次いで発生していることや、いじめを苦にした自殺の予告手紙が文部科学省や北海道知事宛てに届くなど、また、不審者による事件等も依然として発生しているなど、児童生徒を取りまく環境は極めて遺憾な状態であり、特に児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、私ども教育に関係するものとして、他人事ではなく、深刻に受け止めているところでございます。

このようなことから、いじめは「どの子にも、どこの学校でも起こり得る」ものであるということを充分認識するとともに、「弱いものをいじめることは、人間として絶対許されない行為であること」また「いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと」「いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを有していること」「いじめ問題は家庭・学校・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること」などといった基本的な認識に立って適切に対応する必要があるものと考えております。

本年10月に入り、滝川市や福岡県筑前町での事件などについて、マスコミ等で大きく報道されたところでありますが、特にこれらの事件を契機に、私どもとしましては学校と教育委員会がより相互に連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努めることを改めて各学校長に通知し、その後も校長会議・教頭会議の開催や教育委員の学校訪問などを行い、各学校における実態把握や情報交換等に努めてきたところでございます。

また、いじめは絶対に許されないものであるということ子どもたちに伝えるとともに、子どもたちの悩みを気軽に相談できる環境づくりのため、町内及び関係機関の相談窓口を掲載した啓発チラシの配布、さらには学校・PTA・教育委員会の3者による教育懇談会を開催するとともに、幼稚園・小学校・中学校・高校の連携により教育問題等への対応を図るため、町内各学校の教頭先生を中心に構成する「幼小中高教育推進会議」を再活動させ、いじめ問題などに関しての有効な取り組みなどについて現在検討しているところでございます。

また、各学校においては、いじめはどんな理由があっても許されないものであり、毅然とした態度で取り組むといった基本姿勢に立って、子どもたちの指導等に当たっているところであり、必要に応じた緊急集会の開催や学級担任からの指導、さらに学級担任だけでなく、多くの先生が子どもたちとの関わりを持ち、多くの目で子どもたちの様子を観察し、気軽に相談できる雰囲気づくりなどに学校全体で取り組んでいるところでございます。

特に、中学校においては生徒に対し、いじめの有無の問いかけや命の大切さを訴える校長通信の発信、「いじめアンケート」の実施などにより、小さな情報にも耳を傾けるとともに、全校生徒一人ひとりを対象に個別の「教育相談」を行っているほか、学年集会、全校集会の開催による生徒指導などにも取り組んでいるところでございます。

次に、「不審者対策」についてでございますが、各学校においては、危機管理体制の確認と点検、通学路の安全点検、家庭等との情報交換、警察・教育委員会との連絡体制の整備、不審者侵入防止のための対応、防犯訓練の実施、防犯用具の設置、学級活動をはじめ日常

における児童生徒への安全教育の徹底などに取り組んでいるところでございます。

また、地域の取り組みとしましては、子ども会育成連絡協議会と青少年対策協議会を中心に平成14年3月から始めた「こども110番の家」や、本年6月から開始した「子ども110番の車」、また、9月からは地域の力をお借りし、「子ども安全パトロール隊」を結成願うなど、子どもを事件・事故から守るとともに、犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいるところであり、今後、さらに事業の普及啓蒙に努め、地域の皆さんのご協力をいただきながら事業の定着化と事業内容の拡充などにも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、いじめ問題への対応、不審者対策に関する基本的な考え方並びに現在の取り組み状況などについて申し上げましたが、いずれの問題も、学校や家庭だけでは解決し得るものではないとの認識に立って、日頃から学校、児童生徒、保護者、地域、関係機関・団体など、それぞれのコミュニケーションを図り、相互の信頼関係の構築に努め、密接に連携を図りながら子どもの変化を見逃すことなく、地域全体で取り組んでいかなければならない課題であるとの認識をさらに強め、子供たち一人ひとりが「安全・安心で喜んで学校に足が向く環境づくり」のためのきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 我々、行政側からそういう立場から教育関係にどうのということがいかなものかと思っておりますので、あえてどうのということは考えておりませんが、自分なりに先生方のことや、あるいは子どもたちから学校内でのこと等々聞いた経過がありました。子どもたちが、自分がその立場にあることもわかってないこともあるのだらうと思えますけども、また逆の立場にいるかもしれないと。聞いても「いや、うちのクラスはすごくそんなことないし、いいクラスだよ」みんながそういう話をするのです。

それから、学校の先生等の関係についても間接的に聞いたのですけれども、ほかの大きな学校から見るとすばらしい子ども、「生徒たちが礼儀正しくて素直な子だよ。訓子府は良いところだよ」という声を再三聞いております。

しかし、教育だとか、親たちにわからないところで、今の時代ですから新聞、テレビ等でよく報道されておりますが、一つの原因は少子化による保母の教育と言いますか、親の教育等々、我々の時代と違いまして、頭が変形するほど叩かれるなんていうような時代ではありません。怒ったことがないとかっていう方もおられるわけですから、そういう中で兄弟もいない、ケンカもない、いろんな問題がありますけども、そういうことにも大きな原因が私なりにあるのだらうと思っております。今の時代どんどん進歩していますから、メールでどうのとか、あるいはネットでどうのとか、今の時代ですからそういうことなのだらうと思えますが、そういうこともありますし、先般、今教育長が申されました110番の関係ですけれども、9月の議会だと思えますが、誰かがそういうどのぐらいのそういう情報等々あるのかということの質問がありました。あまりないということを知っておりますが、確かに子どもたちがその隣のおじさんのところに行って、自分の気持ち実態を明かせるということはなかなか難しいのかなと。そんな感じをしますし、例えば孫たち見てもたぶんそんなことにはならないだらうと。駆け込むことも難しいのかなと思うところがありますが、その中でどこの学校かちょっと忘れましたが、24時間子ども相談

と言いますか、110番、学校に設置をしてテープを回している。それは24時間といったら昼間は学校に来ていますから、その分は省いているのだらうと思いますけど、その中にすごく電話とか、あるいはそのいろんなものが入ってくると。電話だと直接先生方に言ってもそこで止まってしまうということも、あるいは告げ口をしたとかといって恐れがあるのだと思いますが、電話でのそういう相談というのはすごく多いと。それを元に学校側でいろいろ協議をしているというテレビの報道もございました。いずれにしても、いろんな角度からいろんな情報を取り揃えながら対策をとっていかねばならないことだろうと思っておりますし、そんな中でたまたま夜遅くに学校の方を通りましたら、小学校であったら遅くまで電気付いていることが私も2度ほど記憶にあります。また、このことで会議を開いたり、いろいろしているのだな、教育現場というのはご苦労かけるなという感じをして通りましたが、そういうことあるいはそのいろいろな各町村がいろいろな対策をとっているという情報も得ながら、ぜひ、町あげてどういうほうが良いのか、さらに検討、そして取り組みをしていただきたいと思っておりますが、何かその点についてありましたらお伺いをしたい。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 今山本議員が言われましたように、各学校でもそれぞれいろいろなことでこのいじめだけではなく、不審者の関係につきましても今後の取り組み、それから対応等、検討しているところでございます。今後もそういったことで特別今、先ほど答弁で申し上げました内容の取り組みということでございますけども、今後も新たな取り組みに向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） ぜひ、いろいろな情報を集めたり、皆さんの知恵や町民あげて、やはり教育長言われるより持ち上げてそのことに対して私も取り組むべきだと思っておりますので、ぜひ前向きに、そして子どもたちを、その命の大切さやその生きる勇気を持たせるような、ぜひ指導をしていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の幼稚園の老朽化に伴う建設計画についてということで、何点か伺いをしたいと思います。

1番目の なのですけども、確か昭和52年頃の建設かと思いますが、約30年経過しようとしています。この幼稚園の建設計画等々につきましては、この場で言っているのかどうかよくわかりませんが、何年か前に大きな町にするための対策のときもその話題がちょっと出たかと思えます。いずれまた何年か後にはそういう時代がどうも来そうですけれども、そのことについてお伺いをしたいのですが、まず今 番目に移って、関連全部ありますから続けていきますが、この急速な少子化の中で今本来は小学校は文部科学省で幼稚園は厚生労働省ということですから、縦割りの中でいろいろ関連してものができなかったという時代だったのですけれども、今急速な少子化や父兄の勤労と言いますか、勤めている関係もありまして、やっと国のほうも動き出したということでございます。保育所と幼稚園の機能を合体した、いわゆる「こども園」というような形で、これも2つくらい中身が種類があるそうですけれども、6月の国会で法案が成立して、同時にその後10月に道議会でも可決された。正式名は「北海道認定こども園条例」ということですが、我々一般民として「こども園」、その中身についてなかなか町民の方々もわかりにくい問題だと私

もそのように感じますし、ぜひ、その「こども園」についてどのように考えておられるのか、中身、詳細についてわかる範囲内で結構ですからご答弁をいただきたいと思います。

それから3点目のことですが、私立校と言いますか、これは小学校のこと言っているのですが、私立の学校では少子化に伴って小学校の空き教室を幼稚園がその施設を利用していると。その記録していなかったものですから、よくその場所だとか学校の名前はわかりませんが、そのときにちょうど不審者だとか、いろいろな問題があったときだったものですからちょっと関心を持って見ていたのですが、非常に子どもたちにはいいという評価をしていました。前段申し上げましたように、少子化で子ども兄弟が少ないとか、そういった中で幼稚園や保育所にいるときと小学校行くと別な間隔になるのかもしれませんが、小学校の児童は非常に下の子どもの面倒を良く見る。それから下の子は、姉とかお兄ちゃんとか、そういう兄弟関係ができたような感じなのか、特に上に慕っていくと。そんなことから非常にすばらしいそういった教育と言いますか、子供たちの関係が育まれているというようなことがありました。同時に施設の再利用。これは確か記憶では、今皆さんご存知のように大都市では中心が空洞化して子どもがいなくなって、郊外にどんどん学校が出ていっていると。同時に我々のこの地帯というのは、そういった地方がそういう減少、同じように起きている。その空き教室を使ってやるのが、非常に投資的に経費がかからないというような効果も大きいというようなこともありまして、さらなる少子化を見たときに、そういう方向に向けて良かったというような意見もございました。

そんなことで、こういうことについても、この2点特に「こども園」の幼小一貫教育的な施設、あるいはその小学校というそういう空き教室が、これは9月ですか6月ですか、小林議員が確か「居武士の小学校を統合しないのか」という質問をしたことが記憶にあります。そのとき確か「する考えない」というような答弁だったと思っていますから、あえてそういうことであれば、そういう見通しも立ててどちらがいいのか、検討したことそれぞれあるのかどうか含めて、お伺いをしたいなと思っています。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいま「幼稚園の老朽化に伴う建設計画」について、3点にわたってお尋ねがあったのかと思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

1点目のお尋ねであります。現在の幼稚園につきましては、議員、お話のとおり昭和52年に建設され、約30年が経過しようとしているところであり、老朽化も進んでいるところでございます。しかし、現段階における具体的な建設計画は持っておりませんが、今後の子育て支援対策と併せ、幼稚園の3年保育や幼保一元化など、子どもを取りまく環境の変化などを十分視野に入れながら、検討を進めていかなければならないものと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目のお尋ねであります。この「認定こども園」制度の背景といたしましては、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化、共働き家庭の増加などで入所待ちの乳幼児が増える保育所と、定員割れが目立つ幼稚園を一元化し、効率化を図るなどの目的で制度化されたものであります。このような背景の中で、「認定こども園」は、就学前の子どもたちに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行うものであり、道から「認定こども園」として認定を受け実施していくこととなります。また、この「認定こども園」には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」

の4つの類型が示され、地域の実情に応じて選択できることになっております。なお、ここでの4つの類型一つひとつの説明は省略させていただきますが、基本的には、保育に欠ける0歳児から2歳児に対しては、保育所と同様のサービスを行い、3歳児以上に対しては、午前中は幼稚園と同様に教育を行い、午後からは保育に欠けない子は原則帰宅することになり、保育に欠ける子は保育園と同様のサービスを受けることとなります。また併せて、子育て支援事業として、子育て相談や一時保育、親子の集いの場の提供などについても実施することになっております。

なお、財政的な措置につきましては、社会福祉法人や学校法人には新たな助成措置がありますが、本町のような公立幼稚園・保育園につきましては一般財源化されていることから、特別な財政措置などはございません。

以上が「認定こども園」の概要でございますのでご理解願います。

次に、3点目のお尋ねであります。はじめに、訓子府小学校の空き教室の状況であります。訓子府小学校は昭和48年に建設され、建設当時の児童数により21の普通学級が設けられました。しかし、30年以上の経過とともに、児童数も減少し平成18年度では、普通教室及び特殊学級教室合わせて14教室で、7教室の余裕教室が生じていますが、現在、この7教室はゆとり教室・パソコン教室・生活科教室・資料室・児童会室に活用するなど、教育環境の変化などに対応しながら、普通教室21教室すべてを有効に利用している状況にあります。

一方、幼稚園につきましては、平成13年度から2年保育とし、4歳児からの入園で4歳児・5歳児それぞれ2学級編成の4学級となっております。このことから、小学校を幼稚園として活用するためには、最低でも4教室が必要であり、また、ほかに職員室やプレイルームの設置、さらには幼稚園としての機能の充実を図るための改修費とその財源確保問題、さらには訓子府小学校校舎自体の耐震問題など、課題も多くございます。このことから、今後の本町における就学前児童・子育て支援対策などについて、広く町民、保護者の意向等も踏まえながら、総合的な中での検討が必要かと考えておりますのでご理解願います。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 小学校の建設をされてから、そういうことずいぶん経っているなというような感じはしてはございましたけれども、これ中間で1回やりましたよね。そんなことでたぶんやったような大規模改修を行ったというような考えでございました。

それから、今言われたようにそういうことから考えていくと、施設はどうかかなというような感じはありましたけれども、数字的に少子化による数字はどのように減少していくのかということも十分まだ調べておりませんから、あまり突っ込んだ話はできないのですけれども、できることであればそういう方法、有効活用できる。例えば、すべてこれから公共施設そうだと思いますけれども、無駄を省きながら有効活用していく方法を考えなければ大変な時代に来ていると。町民に負担をかけて、そして、サービスは低下させてということにならないという考えを持っております。そこでその話は変わりますが、幼稚園と保育所のそういう機能を合体させた施設。今、説明の中で国の助成がないというような受け取りをしたのですけれども、例えば道の教育局のほうからちょっと取り寄せた資料なのですけれども、そういう研究も今道と言うか、国のほうでは進めているようです。

この資料を見ると。平成16年度あたりに教育研究北海道教育研究所なのですけれども、研究指定事業として幼稚園と小学校の円滑な接続のためにということで、そういった事業を空知、上川、宗谷でそれぞれ幼稚園と小学校のモデル事業、何をやっているかはよくわかりませんが、そういうことを目指して文部科学省管轄でやっているのでしょうかと思っております。

それから、これはたぶん現在、平成17年度、平成18年度の事業として、幼保小連携教育調査研究事業という中で、これは留萌管内遠別町だとか、胆振の白老町だとか、苫小牧市だとか、これは円滑な移行を行うための調査研究をそれぞれ地区でやっている。さらには、公立で幼稚園と小学校の施設の共有化を図っている事例としては、函館の万年橋幼稚園と小学校、福島市の吉岡幼稚園と小学校、古平町の花の木幼稚園と小学校ということで、これらについてもそういうことをやっているそうです。小学校と併設をしているところは、江差町の小学校と幼稚園。こんなことでして、こういう少子化の中で子どもを育てるという環境が一番いいのかということで、それぞれの事業をしながら国も道も検討しているのだと思いますが、そういうことから考えると、例えば小学校を建設するときに同時に併設だとか、入れる考えでやっていることなのか、僕はよくわかりませんが、わかかった範囲で教えていただきたいのですが、同じ文部科学省の管轄ですから、たぶんそんなことも考えているのだと思います。

もう1点は、先ほど説明の中でありましたけれども、計画がそんな具体化していないということはわからないようであるのですけれども、5ヵ年計画、今もっている計画の中に、幼保の一貫教育的なものが計画の中に、つい昨日見たのですけれども、あるのですけれども、このことも含めてもう一度ご答弁をいただきたい。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） ただいまご質問をいただきましたが、訓子府小学校の構成につきましては、10数年前に大規模改修をご指摘のようになっています。そのときは、特に骨格的なものまでは改修しておりませんで、暖房機器、そういうふうなことを中心にやっております。

それで先ほど答弁の中でもお話をさせていただきましたが、耐震問題というのは、今のほうでいろいろこのアスベスト対策等も含めて、いろいろ今問題にしまして緊急時にやはり町民の方はその学校等で避難すると。そんなことも前提としまして、「耐震どうなっているんだ」と「各施設はどうなっているんだ」という、そういうのが今問題になっておまして、この問題につきましては、昭和56年以前に建設した校舎については、耐震診断をなささいというふうな強い今指導がございます。そのような中で、もしそういうようなことになってきますと「この校舎は大丈夫だよ」ということになれば、またいいわけでございますが、やはり補強をしてがっちりという耐震対策をとらなければだめだというふうなことになってきますと、これは大変なまた別な大きな対応をせざるを得なくなってくるような状況にもございます。

そんなこと、さらには実は先ほどの「認定こども園」のお話をさせていただきましたが、「認定こども園」公立の場合、私どもの幼稚園・保育園等で想定した場合については、財源運営費等のまた建設費等につきましても財源対策。新築するということになれば、またこれは別な補助制度が出てこようかと思っておりますけれども、その運営費等については一切もう

すでに一般財源化されています。もともと保育園等につきましては、運営費補助金という制度がございまして、その中で補助金を受けて運営した時期もありますけども、今はそれをなくして交付税の中に全部算入していますというふうなことになるように、特にそういうような対応はないと。そのような中で、この「認定こども園」と今現在うちが運営しております通常幼保の一元化ということで、幼稚園と保育園を一体となつてうちは今運営しているわけがございまして、それと比較しましても返って子育て支援対策の面は、今後町としてもいろいろ今後の課題ということで整理させていただきますと、内容的には今うちがやっている対応のほうが先に進んでいるのかなというふうなそんな認識もしているところでございます。例えば幼稚園で、先ほど申し上げましたように、保育に欠けない子どもについては帰宅させると、「認定こども園」では、うちの場合につきましては、そういうお子さんで、例えば家に帰っても親御さんがいない、1人になってしまうと、兄弟がいないというようなことのそういう理由でも、うちの場合は午後から預かり保育ということで保育に欠ける欠けない関係なく受け入れているというふうな実態を考えますと、この「認定こども園」よりも今現在うちが運営している内容のほうが、より今現状にふさわしいのかなというふうなそんなことを思っているところでございます。ただ、今の体制がすべていいということにはなりませんので、先ほども申し上げましたように、今後訓子府町のやはり将来の就学前児童、子育て支援対策も含めて、またいろいろ今後動きが出てこようかと思しますので、そういう総体的な中でいろいろと前向きに検討されることが必要ではないのかなというふうに考えておりますので、その点でご理解をいただきたいと思ます。

以上です。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君。

4番（山本朝英君） 細かく説明をしていただきまして、大体概略のことはわかりました。

何と言っても将来の訓子府の子どもたちの教育のためにどうするかということ。これは教育長が先頭になって、将来を見据えなければならないという立場でございまして、ぜひその点をお願いしたいのと、端的に私なりに申し上げますと、今皆さんご存知のように道州制の関係も国会で通りました。おそらく、遠くなくそういう大きな枠の形が出てくるだろうと。そのときに私は一番大事なことを、それは優先順位をちゃんと付けながら、今の老朽化も30年越えているというようなこともあります。我々が言うまでもなくその点十分見極めて、そういう大事な必要なものはちゃんとその中に入れて、将来の訓子府のためにどちらかが合うかということもありますし、時代がどう変わっていくかわからないということもありますから、単純に私が言ってもどうかと思ますけども、ぜひその点皆さんで知恵や力を合わせて、いい方向にこの訓子府の教育が向くように努力をぜひしていただきたい。それを申し上げて、もし前向きなさらに答弁があるとするなら伺って、私の質問終わらしていただきます。何かいい案ございせんか。

議長（柴田喜八君） 教育長。

教育長（小野 茂君） いろいろとご提言等をいただきました。

私どもといたしましては、訓子府町の次代を担う子どもたちが健やかに、また実際に社会に出て自立、生きていける力、自立できる力をぜひ育てるような教育環境づくりに向け

て、今後も対応していかなければならないというふうに考えておりますので、またいろいろな面でご指導をいただきながら、より良い環境づくりに向けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 山本朝英君の質問が終わりました。

次は8番、小坂正利君の発言を許します。

8番、小坂正利君。

8番（小坂正利君） 通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

私は大きなテーマとして、交通安全の推進ということについて通告しております。1番から4番まで一気に読み上げたいと思ひますので、答弁のほうもまとめてお願ひしたいと思ひます。

飲酒運転防止の取り組みについて、今年8月に福岡県において飲酒運転の乗用車に衝突され、RV車が海に転落し幼児らが3人が水死するという痛ましい事故が発生しました。その後も、全国各地で飲酒運転による事故が多発し、検挙件数も多く報道され、大きな社会問題ともなっております。

今回の福岡県での事故は、加害者が市の職員であったことから公務員のモラルが問われたところであります。近隣の市においても、飲酒運転による物損事故が発生し報道されたことが記憶に新しいところであります。「酒を飲んだら絶対に車を運転しない、運転させない」を徹底すべきと思ひます。

飲酒運転の罰則の見直しをしてはということでありますが、先に申し上げた悲惨な事故があつたを絶たず、全国的にも処分の強化が実施されております。訓子府町の「職員の交通事故防止に関する規程」によると、物損事故の伴わない酒気帯び運転による評点が40点で懲戒処分のうちの戒告に該当するものと思ひられます。

近隣の市や町の規程の見直し状況を見ますと、「飲酒をしたら絶対にハンドルを握らせない」という強い姿勢を示すために、飲酒運転は「懲戒免職」という厳しい対応をしております。町の規程や基準を見直す考えはございませんか。

次に、職員に対する安全運転講習の実施状況についてお伺ひいたします。

機会をとらえ繰り返し繰り返し行うことが大変効果があると思ひますが、この1年間で開催した講習の内容等をお知らせ願ひたいと思ひます。

交通3悪の1つに「無免許運転」がありますが、免許所持の確認をしたことはございますか。また、なければその予定があるかどうかをお伺ひいたします。これは一般の会社であれば、採用時に提出させるというところがございます。また、他県ではございますが、何年も無免許を知らずに運転させていたということも報道されております。

4番目に、死亡事故発生現場の道路診断結果についてお伺ひいたします。

今年、先ほど町長から行政報告でお話ございましたけども、10月に町内で死亡事故が発生しております。これは同じような場所での3年連続の発生でございます。すぐに関係機関が集まって道路診断を実施されたと思うのですが、どのような診断結果が出たのか、どのような防止対策をとったのか、お伺ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ここで10分間休憩をし、午後3時10分から再開いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

町長。

町長（深見定雄君） 安全運転推進の観点からご質問をいただきましたので、お答えいたします。

最初に、1点目でご質問ありました「飲酒運転防止に対する考え」につきましてお答えさせていただきます。

飲酒運転は交通三悪の中でも最も悪質であり、運転者の反応や判断を誤らせ重大事故に直結する危険な違法行為であります。公共の福祉を増進させ人命を尊重しなければならない地方公務員による飲酒運転は絶対にあってはならないと考えております。

今後におきましても、様々な機会をとらえて積極的に職員の交通安全意識の高揚と飲酒運転の防止を推進してまいりたいと考えております。

2点目の「飲酒運転の罰則見直し」についてお答えします。

残念にも職員が交通違反や事故を起こした場合、「職員の交通事故防止に関する規程」により、違反や事故の状況に応じて処分が決定することになります。

規程では、責任度、被害度及び違反行為により点数をつけ、処分内容を決める仕組みですが、酒酔い運転により停職になり、事故があった場合は被害度や責任度に応じた加算をして最終的には免職か停職のいずれかの重い処分が科せられます。

一方、懲戒処分の範疇に入る酒気帯び運転は罰則が軽いとのご指摘かと思いますが、いわゆる確信犯的な飲酒運転ではなく体調管理を怠っただけで酒気帯びの可能性があり、その一つの非をもって免職することが適正な処分か、また、厳罰主義と飲酒運転の抑止効果の確認等、罰則の見直しは総合的に、かつ、慎重に行わなければならないと考えます。

いずれにしましても、罰則の見直しにより職員の飲酒運転を防ぐという貴重なご示唆をいただきましたので、引き続き職員の交通安全意識の徹底に合わせて、罰則規定の検討を続けてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目にお尋ねのありました「職員に対する安全運転講習の実施状況」についてお答えいたします。

職員を対象とした安全運転の講習は、平成15年に一度開催しましたが、最近では開催していません。しかし、交通安全町民大会などに職員が参加がしたり、職員が集まるときに交通安全の話題を出すなど、いろいろな機会をとらえて職員の交通安全意識の高揚に努めています。

また、ユニークな取り組みとしては、「安全運転管理者からの交通安全情報」を庁内ネットワークを通じて全職員にメール配信しています。現在15号になりましたが、毎号のように飲酒運転防止の話題を載せ、今年だけで8回の配信をしています。

次に、「職員の運転免許証の確認」について、お尋ねをいただきました。

その確認の方法は、採用時に信頼関係に基づく職員の申告により行っております。万が一、虚偽の申告をした場合は、厳重な処分の対象にもなることもあり、不祥事を想定した確認方法は現在のところ行っておりません。

しかし、不測の事態も考えられなくもありませんので、今後におきましては、確認方法を検討したいと存じます。

4点目にお尋ねのありました「道路診断の公表」についてお答えします。

重大な交通安全事故が発生した現場において、道路や交通安全施設の改良を目的とした道路診断を行います。今年10月16日、柏丘の町道交差点で発生した死亡事故現場で、翌日、警察等の関係機関による診断を実施しました。

その診断内容は、北見警察署が一時停止の路面表示を、道路管理者がドット線の更新を、町交通安全協会が交通安全のぼりの設置を、町が回転灯の設置、ゼブララインの更新、郊外交差点における潜在的な危険性の周知等をすべきとの診断が出されました。

そのうち、停止線の更新、ドット線の更新、のぼり旗の設置及び交通事故発生図の作成はすでに実施済みであり、10月27日に開催した交通安全住民大会の席上、事故発生図を参加者に配付し交通安全の呼びかけを行ったところでございます。

その他の診断結果につきましては、来年度以降において対応したいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 私も罰則を強化すれば飲酒運転や重大事故が減るとは思いませんけれども、職員が町民に対し強い意志を持って飲酒運転はしないのだという姿勢を見せるためにも、この罰則の見直しはぜひ必要だと思いますし、これは総務課長が担当しているのかもしれませんが、近隣市及び町のこの交通安全規程と言うか、この飲酒運転に関する規程がどのような見直しをされているのか、確認か調査したことございますか。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 最近、飲酒運転等による非常に重大な悲惨な違反と事故が起きておりまして、それを受けて全国的に自治体においては、即免職を意識した処分を行っているように把握しております。私どものほうから各自治体に問い合わせをしたことはございませんけれども、新聞報道、テレビ報道等で地方公務員における飲酒運転を起こした場合の処分は非常に社会的にも厳しいものがあるという認識であります。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 私は人づてに、市も含めて何か所かの規程をいただいております。その中は全町とも飲酒運転については、懲戒免職という規程になっております。

訓子府町の先ほど申し上げましたように、訓子府町の規程そのものからいうと、飲酒運転では評点が40点と戒告の処分だと思うのですが、この戒告という意味なのですが、この字だけからいうと戒めを言いわたすという判断でよろしいですか。だとすれば、この飲酒運転は懲戒免職というのと、この戒告というとあまりにも処分の重さ、軽減に差があるような気がしてならないのですが、その辺も合わせてお答え願いたいと思うのですが、先ほど1番目に飲酒運転全国的に大変増えておりますよと、検挙も相当行われておりますし、ただ、幸いにも訓子府町の職員においては、飲酒運転をして事故を起こしたとか、検挙されたという話は聞いたことがないのですが、たまたま12月18日、これは朝日新聞の報道によるのですが、町内のあえて団体職員と申し上げますけども、飲酒運転による物損事故を起こしております。その物損の箇所が町の施設でもありますし、その辺の後処理はどのようになっているか、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 今、大きく2つのご質問あったと思いますけども、前段のほうについてお答えしたいと思います。

今、議員ご指摘のありました罰則規程の中での評点40点というのは、酒気帯びの例でございます。飲酒運転は80点ということで、町長からの答弁も申し上げましたけども、最低で停職、状況によっては免職ということでありまして、飲酒運転と酒気帯びは大きく区分して、処分の内容が決まっているということでもありますので、まずその点、1点ご理解をいただきたいと思います。

それと酒気帯びにつきましては40点ですから、懲戒処分のうちの戒告ということでございます。戒告は議員が申されましたように、強く将来を戒めることであります。

酒気帯びと酒酔いの区分は、先ほど言いましたけども、それにしても酒気帯びの処分は軽いのではないかというご意見は非常に参考になると言いますか、今の現状の全国的な状況の中において、地方公務員の置かれている状況において、戒告ではいかがかというご意見は重く受け止めさせていただきまして、町長の答弁にありましたように、今後引き続き罰則の見直しをさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤明美君） 続きまして、後段の部分でございます。町の施設の破損状況でございますけども、新聞報道でもございましたように、町の歴史館の南側、神社向き側ですけども、道路の境界と施設の境界の区切るフェンスがございますので、そのフェンスがやや1棟と言いますか、1基と言いますか、約1軒幅ぐらいでなぎ倒されたというような状況でございます。

この事故を知りましたのが、実は昨日の午前中ございまして、その職場の上司の方が来て報告されて、本人とはちょっと会ってないものですから、会えない状況というものもありますけども、それはちょっとご理解いただきたいと思っておりますけども、いずれにしても、その職場の上司の方が全面的に復旧をするという話し合いについて、昨日ですけども午後からうちのほうの道路法の処理と同じような形で、その原形復旧と言いますか、復旧するという命令書を出してございます。そして、たぶん直すことになるのが来週ぐらいには直すというような形、会社のほうで業者のほうに発注して直接直すと。うちのほうでその直した状況を確認してOKを出すという形になるという話で進んでおります。以前として、今、当の事故を起こした本人とは話をできないという状況になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、町の施設については、復旧をさせるという方向で進んでおります。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） この事故は、私が一般質問するという通告のあとでしたので、非常にがっかりし何とも言えない気持ちになっております。

また、提案でございますけども、このように飲酒運転が非常に社会問題になっている現状、全国的には例えば新年交礼会ですとか、そういうその自治体が主催する酒席が伴う場所での見直しみたいなものが各地で行われておりますし、例を申し上げますと、乾杯は牛乳で行って、あとお酒や食べ物をお持ち帰り。また、開催の時間帯等も検討する必要が

あるのかなという気がしておりますけども、町の考えはどうでしょうか。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） いろいろなところで、今は議員がご指摘あった見直しが行われていることは私も承知しております。

近い将来と言いますか、行われるいろいろな町の主催、または公的ないろいろな集まりあるかと思っておりますけども、私どもが担当している新年公職者交礼会等のご案内差し上げまして、もう皆さんから往復はがきいただいているような状況で、大きな変更はちょっとその部分については出来かねると思うのですけども、受付の場で交通安全を呼びかけたり、飲酒運転の防止をご協力いただくように、何らかの方法を持って対応していきたい。これは別に新年交礼会に限らず、全町的にそのような取り組みを進めていかなければならないという認識ではありますので、また皆さんのご指導をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） 今、総務課長がご答弁ございましたように、総務課長が新年交礼会の席でも、いろんな席でも飲酒運転はしないようにと。飲んだ場合は車を置いていきなさいというアナウンスはしておりますので、そのことは十分わかっております。ただ、実際問題わかっていても、この町内のある団体の職員みたいにわかっていても結果的にこうやって事故、飲酒運転で、これ酒気帯びでないと思うのです。いろんな状況を聞くと。だからこの人は免許取り上げられると思えますし、1年間を免許取れないと思うのです。非常に、おそらく町の職員に該当させれば、町にいたくたっておそらくいけない状況になると思うので、懲戒免職なんていう規程をつくらなくても、職員としてはなかなかそのまま勤務できないと思うのです。

そういうこともありますし、また、北見市警察署からいただいた資料によりますと、全国と全道と北見署管内の3つの飲酒運転の状況を調べてもらったのです。そしたら全国的には、平成16年、平成17年、平成18年と減っているのです。北海道は、平成16年、平成17年、平成18年と増えているのです。それと同じく北見も増えているのです。その辺がどうしてなのかという分析までは聞いておりませんが、現実にはこれだけ毎日、今日も道新に飲酒運転撲滅に関する啓発の記事が載っております。毎日のように新聞には載っておりますけども、それで最後にこうやって事故が起きるのです。だから職員も、また臨時職員も含めて、我々も議員も含めて、絶対飲酒運転はしないという、これから忘年会もありますいろいろな会合ございますので、その辺の意識を高めていきたいと思うのです。

それと、先ほど町長から行政報告の中に南8線の交差点での事故ございました。これはもう新聞でも報道されておりますし、駐在所からのパンフレット出ておりますので皆様ですすでにご存知だと思うのですけども、ただ、ちょっと気になるのがあの辺に集中して死亡事故が発生しているのですけども、この辺の何か対策がないのかと思って自分自身で考えるのですけど、なかなかいい案はないのですけども、この柏丘から高園にかけて、この一帯で集中しているのです。物損事故も。だから、今後とも起きるとも言えないし、起こらないとも限らないです。先ほど、診断結果は西21号と南8線の交差点ですね。その3年連続して死亡事故発生しているのですけども、その前年2カ所の道路診断結果というのは、

今回の結果とどのような違いがあるのか、もしわかれば教えてほしいのですけども。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 非常に訓子府町としましては、残念な3年連続の死亡事故の発生ということで、非常に交通安全担当しているものとしても非常に重く受け止めているところであります。

議員もご指摘のように、柏丘方面に集中しているということで、どうも偶然ではないのではないかとということで、私どもなりに分析をして、その分析したものを地図に落としたものをこの間の住民安全大会の中でお配りしたのです。よくよく地図を見ているとちょっとわかっていくことがあると思うのですけど、一つは北見のほうに向かっての交通量が増えているのではないかと、しかも、太い西19号線とか、そういう太い道路を使わないでたぶん早く行きたいという意識が働いているかと思うのですけども、わりとわき道的なものを使われている。しかも、そこは一見見晴らしのいい碁盤の目が連続している地域でありますので、いわゆる十勝型事故と言われる出会い頭の事故が増えているのかなと、私どもの段階では分析しております。

出会い頭は皆さんご存知のように、非常に急に相手の車を確認しますので、いきなりドンとぶつかって重大な事故につながっているということが言えると思います。それで、これを防ぐにはどうしたらいいかということですが、まず運転者の視認性と言って、運転者の目で交差点があることを認識してもらうことが一番大事だと言われております。それで道路診断も、先ほど町長の行政報告で言いましたように、一時停止線の更新とか、ゼブララインの設置とかという運転者が目で見て、ゼブララインというのはご存知のようにシマウマのようにガタガタしたものを路面に貼るものですから、ドッドドッドと手に振動がきます。そのように、運転者が認識できる交通安全施設の整備ということが、強く警察のほうでも言われております。

それで平成16年9月3日、それと平成17年11月21日、それぞれ2名、1名の尊い命が失われたわけですが、この診断においても、今年の現場と同じようにその視認性を高める診断が出ております。

例えば、交通安全旗を設置するとか、各種ラインを引く、または薄くなっているラインを更新する、それと標識看板を設置する、ゼブララインを設置するということが診断されておまして、それぞれ概ね一昨年、去年の現場においても、今言った視認性を高める手当は処置済みでございます。

また、先ほど言いましたように、町民に広く危険な場所、危険性を知らせるために何らかの方法とすべきだという警察官のご指摘をいただきまして、先ほどの交通事故発生マップというものの作成につながりましたし、マップはもう少し充実させて、今後の広報の活動に使っていく計画をもうすでに立てておまして、広く町民の皆さんにご理解をいただけるようこれからも努めてまいりたいと思います。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君。

8番（小坂正利君） よくわかりました。

先ほど、総務課長がちらっとおっしゃっていましたがこの地図に落としたものですが、これはこの間の交通安全住民大会にはもらったのですけども、一般の町民には渡っているのですか。これ例えば、渡っていなければ広報にでもちょっと挟んで、実際に見たらどこが

危ないかと一目瞭然にわかるのです。その辺の啓発を一つお願いしたいと思います。

それと、先ほどから公務員の罰則を強化されているし、うちらも合わせて強化しなさいよという言い方しているのですけども、ただ、参考程度に申し上げますと、これは道新の記事なののですけども、飲酒運転で捕まっている分析あるのですけれども、職業別では会社員が約半分、無職の方が約半分近くで、公務員はたったの8人なのです。だから、公務員としてのモラルというのは十分守られると思うのですけども、いざだけど、公務員が事故起こせば、町民のほうから目で見ると相当悪く言われるというのは、これは仕方ないことなのですなのですけども、参考のためにお知らせします。

また、いろいろ申し上げましたけども、我々議員、また私自身も自戒を含めてこの一般質問をしました。

以上、終わります。

議長（柴田喜八君） 小坂正利君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日は午前10時からです。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 3時37分